

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）

（指定自立支援医療に係る負担上限月額）

第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 一万円

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千元

三 **市町村民税世帯非課税者**（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準**世帯員**が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千元

四 **市町村民税世帯非課税者**であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準**世帯員**が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 二千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「政令」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、精神通院医療費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二五規則五九・一部改正)

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

第三条から第七条まで 削除

(平二五規則五九)

(精神通院医療に係る支給認定の申請等)

第八条 政令第一条の二第三号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)に係る法第五十三条第一項の規定による支給認定の申請は、知事が別に定めるところにより、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(別記第十一号様式。以下「第十一号様式申請書」という。)又は自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(別記第十一号様式の二。以下「第十一号様式の二申請書」という。)に自立支援医療診断書(精神通院)(別記第十二号様式。以下この条において「診断書」という。)を添付して(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の規定により診断書の添付を省略できる場合又は診断書の添付を要しない場合を除く。)行うものとする。

2 前項の申請(第十一号様式申請書による申請を行う場合に限る。)と精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十年東京都規則第二百四号)第三条第一項の規定による申請とを同時に行う場合は、申請を行う者が政令第三十五条第一項第一号に規定する高額治療継続者に該当するときは、「重度かつ継続」に関する意見書(別記第十二号の二様式)を第十一号様式申請書に添付するものとする。

3 知事は、第一項の申請があった場合において、法第五十四条の規定により支給認定を行ったときは自立支援医療(精神通院)受給者証(別記第十三号様式)を交付し、支給認定を行わなかったときは自立支援医療(精神通院)支給認定申請却下決定通知書(別記第十四号様式)により通知するものとする。

(平一八規則二五四・平二二規則九三・平二五規則五九・一部改正)

(精神通院医療に係る支給認定の変更)

第九条 精神通院医療に係る法第五十六条第一項の規定による支給認定の変更の申請は、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(別記第十一号様式)により行うものとする。

(精神通院医療に係る申請内容の変更の届出)

第十条 精神通院医療に係る政令第三十二条第一項の規定による申請内容の変更の届出は、自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届(別記第十五号様式)により行うものとする。

(精神通院医療に係る医療受給者証の再交付)

第十一条 精神通院医療に係る政令第三十三条第一項の規定による医療受給者証の再交付の申請は、自立支援医療(精神通院)受給者証再交付申請書(別記第十六号様式)により行うものとする。

(精神通院医療に係る支給認定の取消し)

第十二条 知事は、精神通院医療に係る法第五十七条第一項の規定による精神通院医療の支給認定の取消しを行ったときは、自立支援医療(精神通院)支給認定取消決定通知書(別記第十七号様式)により支給認定障害者等に通知するものとする。

(助成)

第十三条 知事は、法第五十四条第一項による自立支援医療費の支給認定を受けた者のうち次の各号のいずれにも該当する者(以下「助成対象者」という。)が法第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)において精神通院医療を受けるために要した費用の一部について、当該精神通院医療を受診する者(以下「精神通院医療受診者」という。)又はその保護者の申請により助成を行うものとする。

- 一 東京都の区域内に居住地を有する法第五十四条第三項の規定により自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けた者
- 二 政令第三十五条第一項第三号又は第四号に該当するもの
- 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第六条各号に掲げる者  
(平二〇規則八七・平二四規則四・一部改正)

(医療費助成の額)

第十四条 前条の規定による助成(以下「医療費助成」という。)の額は、次の各号に掲げる額から法の規定により支給される自立支援医療費の額を控除した額(他の法令、条例又は他の規則の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合は、更にもその額を控除した額)とする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りでない。

- 一 次に掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)の規定による医療に関する給付を受ける場合は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項及び第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額から医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額
  - イ 国民健康保険法
  - ロ 健康保険法

- ハ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- ニ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
- ホ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)
- ヘ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)の規定による後期高齢者医療給付を受ける場合は、同法第七十一条第一項及び同法第七十八条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額から同法の規定による後期高齢者医療給付に関し特別区又は市町村(以下「区市町村」という。)が加入する後期高齢者医療広域連合が負担すべき額を控除した額

(平一八規則二五四・平二〇規則八七・平二四規則四・一部改正)

(医療費助成の申請等)

第十五条 医療費助成を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、第十一号様式申請書又は第十一号様式の二申請書に受給者証を添付して知事に申請しなければならない。

2 前項の申請は、法第五十三条第一項の規定による申請と同時にすることができる。

3 知事は、第一項の規定による申請があったときは、当該申請に係る精神通院医療受診者が助成対象者の要件に該当するか否かを審査し、助成対象者であると認定するときは当該申請をした者に対し自立支援医療(精神通院)受給者証(別記第十三号様式。以下「受給者証」という。)を交付し、認定しないときは自立支援医療(精神通院)支給認定申請却下決定通知書(別記第十四号様式)により通知するものとする。

(平二二規則九三・一部改正)

(医療費助成の期間)

第十六条 医療費助成を行う期間は、前条第一項の規定により申請を受理した日から法第五十五条に規定する支給認定の有効期間の末日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(平一八規則二五四・一部改正)

(提示)

第十七条 受給者証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)が、指定自立支援医療機関において精神通院医療を受け又は受けさせようとするときは、受給者証を提示するものとする。

(医療費助成に係る申請内容の変更の届出)

第十八条 被交付者は、知事が別に定める事項を変更した場合は、自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

(医療受給者証の再交付)

第十九条 被交付者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、自立支援医療(精神通院)受給者証再交付申請書(別記第十六号様式)により、知事に再交付を申請することがで

きる。

- 2 知事は、前項の申請があった場合、申請内容等を審査し、適当と認めるときは、受給者証を再交付するものとする。

#### (医療費助成の方法)

第二十条 医療費助成は、東京都と契約を締結した医療機関等(以下「契約医療機関等」という。)及び東京都が開設する病院(診療所を含む。以下「都立病院等」という。)に対して助成額を支払うことにより行うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、被交付者に支払うことにより医療費助成を行うことができる。

#### (医療費等の請求)

第二十一条 契約医療機関等及び都立病院等は、精神通院医療受診者に対する医療等を行ったときは、東京都負担医療費請求書(別記第十八号様式)により、知事に医療費等の請求をするものとする。

- 2 前条ただし書の規定により被交付者が医療費等の支払を受けようとするときは、知事が別に定める場合を除き、医療費支給申請書兼口座振替依頼書(別記第十九号様式)により知事に請求するものとする。

#### (支払)

第二十二条 知事は、前条の規定による請求があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、医療機関等又は被交付者にその旨を通知し、支払うものとする。

#### (認定の取消し)

第二十三条 知事は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第十五条第三項の認定を取り消すことができる。

- 一 偽りの申請によって認定を受けたことが判明したとき。
- 二 偽りその他不正の手段によって医療費助成を受けたとき。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、自立支援医療(精神通院)支給認定取消決定通知書(別記第十七号様式)により通知するものとする。

#### (医療費の返還)

第二十四条 知事は、前条第一項第二号に該当する者について認定を取り消した場合は、その者から、その助成を受けた額に相当する金額を返還させるものとする。

#### (委任)

第二十五条 この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

## 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）に基づく共済組合の組合員
- 四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 六 船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者
- 七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
- 八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者
- 九 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- 十 国民健康保険組合の被保険者
- 十一 その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）

（支援給付に係るその他の法令の適用）

第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一から九まで （略）

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項 ただし書の」とあるのは「第三十条第一項 ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法 附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。